

業務委託先の従業員の不法行為と委託元の責任（ベネッセ個人情報流出事件）

【文献種別】 判決／東京地方裁判所
【裁判年月日】 平成30年12月27日
【事件番号】 平成27年（ワ）第2486号、同第2767号、同第32497号
【事件名】 損害賠償請求事件
【裁判結果】 一部認容、一部棄却
【参照法令】 民法709条・715条
【掲載誌】 金判1564号38頁

LEX/DB 文献番号 25562348

事実の概要

通信教育等の事業を行う会社Y₁（株式会社ベネッセコーポレーション）は、グループ会社Y₂に対し、平成24年4月頃、顧客の個人情報その他本人の同意を得て取得した個人情報を統合して分析に使用するためのシステムの開発・運用・保守の業務を委託し、Y₂は、その業務の一部を複数の業者に再委託していた。一方、Y₂の委託先の再々委託先の従業員Aは、平成24年4月頃から、Y₂の東京支社多摩事務所において、本件システムのデータベースにアクセスするためのアカウントの提供を受け、Y₂から貸与された業務用パソコンを使用して本件業務に従事していた。

平成25年7月頃から平成26年6月27日まで、Aは、上記多摩事務所において、本件データベースに保管されている個人情報を抽出し、上記業務用パソコンに保存した上で、その個人情報を、USBケーブルを用いてMTP（メディア・トランスファー・プロトコル）に対応した自己所有のスマートフォンに転送し、その内蔵メモリに保存するなどした。そして、Aは、こうして不正に取得した個人情報の全部または一部を名簿業者3社に売却した。

そこで、このAの一連の行為によって個人情報（氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、出産予定日、未成年者につき保護者の氏名等）を外部に漏えいされたと主張するXら462名は、Y₁およびY₂に対し、慰謝料および弁護士費用の支払を求めて訴訟を提起した。

なお、本件訴訟の主要争点は、①Yらに、注意義務違反の前提としての予見可能性があったかど

うか、②Y₂は、「持込禁止義務」、「USB接続禁止義務」、「書き出し制御義務」、「アラート設定義務」および「監視カメラ設置義務」を負うかどうか、③Y₁は、「部門設置義務」、上記②の各義務および「委託先選任監督義務」を負うかどうか、④Y₂のAを被用者とする使用者責任の成否、⑤Y₁のY₂を被用者とする使用者責任の成否、⑥Xらの精神的損害の有無・程度、である。

判決の要旨

一部認容、一部棄却。

1 争点①について

「平成21年経産省ガイドラインや平成25年IPAガイドライン等では、個人データを入力することができる端末には外部記録媒体を接続することを禁止する方法を推奨し、また、重要情報を取り扱う業務フロア等において、……スマートフォン等のモバイル機器等及び外部記録媒体の持込みを制限すべきである旨指摘するなどしているところ、……Yらにおいては、本件当時、スマートフォン等の情報機器を利用した情報漏えいがあり得ることを想定することができたといえる」。また、MTPに対応する「アンドロイド4.0」の普及状況をふまえると、「本件当時、MTP通信を利用したスマートフォンへの情報の書き出しについても、Yらは予見することができたとみる余地があるとも思える」。

「しかしながら、MTPは、……元来、音楽・映像ファイルを転送するための規格であって、……アンドロイド4.0が多数販売されていたからといって、本件当時、MTP通信によりドキュメン

トファイルを送信して不正に情報を取得することが一般に認識される状況となっていたとはいえない。「したがって、Y₂は、本件当時、業務用パソコンのUSBポートにUSBケーブルを用いてMTP対応のスマートフォンを接続し、MTP通信でデータを転送する方法によって個人情報を不正に取得することの予見可能性があったということとはできない」。

2 争点②・③・⑤について

上記1により、Y₂は争点②の各義務を負わず、Y₁は争点③の各義務を負わない。また、Y₂の不法行為が認められない以上、争点⑤の使用者責任も認められない。

3 争点④について

まず、Aの業務の実態をふまえると、Y₂とAの間には「実質的指揮監督関係」が認められる。次に、「本件個人情報、Xらのプライバシーに係る情報として法的保護の対象となる」（最判平29・10・23判時2351号7頁）。次に、本件個人情報の売却行為は、その「取得行為を契機とし、これと密接な関連を有すると認められるので」、Aの「本件行為は、Y₂の『事業の執行について』されたものに当たる」。最後に、Y₂は、Aから業務上知り得た個人情報等を開示・漏えいしない旨の「同意書」を受領しているほか、Aに対し業務に従事する前に情報セキュリティ研修とその内容をふまえたテストを実施し、その後も年1回情報セキュリティ研修を実施していたが、これらの事実だけでは「Aの選任及び事業の監督について相当の注意をしたというには足りない」。

したがって、Y₂は、「Aの……故意の不法行為について使用者責任を負う」。

4 争点⑥について

Xら462名のうち個人情報の漏えいが認められる456名につき、精神的損害に対する慰謝料として、それぞれ3,000円を認めるのが相当である。また、弁護士費用は1人当たり300円とする。

判例の解説

はじめに

本判決は、平成26年7月に発覚したいわゆる

ベネッセ個人情報流出事件をめぐる一連の民事訴訟に関する判決の1つである。同事件に関しては、未成年者の保護者1名が神戸地裁姫路支部に提訴した事案（神戸地裁姫路支判平27・12・2判時2351号11頁、大阪高判平28・6・29判時2351号9頁。被告はY₁）につき最高裁判決（前掲最判平29・10・23）が言い渡されているほか、東京地判平30・6・20公刊物未登載（平成27年（ワ）13452号等。被告はY₁とY₂）と千葉地判平30・6・20金判1548号48頁（被告はY₁）が報告されている¹⁾。本判決は、前掲最判平29・10・23を引用しつつAのプライバシー侵害による不法行為を認めた上で、Y₂の使用者責任を肯定し、慰謝料および弁護士費用の支払を命じたものであり、今後の実務に一定の影響を与えるものと思われる。

なお、類似の個人情報流出事件として、宇治市住民基本台帳データ流出事件に関する京都地判平13・2・23判自265号17頁、大阪高判平13・12・25判自265号11頁、最決平14・7・11判自265号10頁、ヤフーBB事件に関する大阪地判平18・5・19判時1948号122頁、大阪高判平19・6・21公刊物未登載（平成18年（ネ）1704号）、最決平19・12・14公刊物未登載（平成19年（オ）1365号等）、エステティックサロンTBC事件に関する東京地判平19・2・8判時1964号113頁、東京高判平19・8・28判タ1264号299頁がある²⁾。

一 予見可能性判断と義務違反の有無

本判決は、㉞行政機関等による個人情報の取扱いに関する指摘事項の内容をふまえ、スマートフォンによる情報漏えいにつき「想定することができた」とし、㉟MTP対応のスマートフォンの普及状況をふまえ、MTP通信による情報の書き出しについても「予見することができた」とみる余地がある」とする一方、㊱MTP通信によるドキュメントファイルの転送については、一般に認識される状況にはなかったとする。

過失（民法709条）の前提となる予見可能性の対象については、結果発生 of 具体的危険とするのが多数説であるが³⁾、上記の判断はこれに忠実なものといえよう。ただし、この予見可能性判断をもって争点②・③の全ての義務の設定が否定されるのかについては、なお検討を要する。

まず、業務用パソコンにMTPの使用制御または接続制御の機能に対応したセキュリティソフト

を掲載することを内容とする「書き出し制御義務」は、上記④の判断をもってその基礎を奪われる。しかし、争点②のその他の義務については、必ずしもそのようになるわけではない。例えば、回避の対象をMTP通信によるドキュメントファイルの書き出しから情報の書き出し全般へと広げるならば、上記④の判断を受け入れつつも、上記⑤の判断をもって、Yらに対し私物スマートフォンの業務エリアへの持込禁止を内容とする「持込禁止義務」を課すことは、論理的に不可能ではない。ここでは、義務の設定の可否を判断するため、結果回避措置としてYらにいかなる対応を求めるべきかが、それによる結果回避可能性をも視野に入れつつ検討される⁴⁾。そしてその際、個人情報保護法の安全管理措置等に関する諸規定(同法20条、21条、22条)が判断の指針となる⁵⁾。

一方、争点③の義務のうちY₁固有の義務である「部門設置義務」(保有する個人情報の利用・管理に責任をもつ部門を設置すべき義務)と「委託先選任監督義務」については、上記諸規定を指針として義務が設定され、その違反が肯定された場合においても、更なる考慮が求められる。これらの義務は結果発生の抽象的危険を予見の対象とするところ、そこでは行為不法としての義務違反と結果との因果関係が検討課題となり得る。こうした帰責構造⁶⁾をふまえるならば、これらの義務においては、この因果関係のレベルで責任の有無を判断することも考えられる。

本判決は、予見可能性判断において上記④と⑤を区別し、後者の判断をもって「書き出し制御義務」の設定を否定する。これに対し、前掲東京地判平30・6・20は、上記④の判断をもってY₂の「書き出し制御措置」を講じなかった点に関する注意義務違反を肯定すると共に、これを足がかりとして、Y₁のY₂に対する「監督にかかる注意義務違反」をも肯定する。予見可能性判断において上記⑤を問題にするかどうか、過失の有無につき結論を分けた格好となる。

二 使用者責任の成否

1 Y₂のAを被用者とする使用者責任

本判決は、Y₂とAの間に「実質的指揮監督関係」があるとして使用関係を肯定し、本件個人情報の売却行為がその「取得行為を契機とし、これと密接な関連を有する」として事業執行性を肯定する。

これらは使用者責任(民法715条)に関する従前の判例・学説に従ったものであり、判断枠組みとして特に目新しいところはない⁷⁾。

次に、被用者の不法行為については、とりわけ権利・法益侵害要件が問題となる。本件Aが流出させた氏名、性別、生年月日等の情報は、必ずしも秘匿性が高いものではなく、プライバシー侵害に関するリーディング・ケースである東京地判昭39・9・28判時385号12頁(「宴のあと」事件)や、これに後続する一連の判決(最判平6・2・8民集48巻2号149頁、最判平15・3・14民集57巻3号229頁等)が問題にする情報とは性質が異なる。最判平15・9・12民集57巻8号973頁(早稲田大学江沢民講演会名簿提出事件)は、こうした情報につき「本人が、自己が欲しない他者にはみだりにこれを開示されたくない」と考えることは自然なことであり、そのことへの期待は保護されるべきであると判示し、その要保護性を明らかにする。本判決が引用する前掲最判平29・10・23は、前掲最判平15・9・12を引用しており、本判決も、同最判の枠組み⁸⁾の下で責任判断が行われたものと解される。なお、企業が大量の個人情報を収集・管理し、様々な形で事業に活用する今日において、個人情報の保護のあり方が問い直されているが⁹⁾、これが民事責任の分野にどのような影響を与えるかは今後の課題となる¹⁰⁾。

このほか、本判決は、Y₂につき民法715条1項ただし書の「相当の注意」を尽くしていないとして使用者責任を肯定するところ、この判断と上述の予見可能性判断との関係をどのように解するかは難問である。本件では、Y₂により「同意書」の受領や研修の実施など、Aの選任・監督につき一定の措置がとられているが、本判決は、これらの事実だけでは「相当の注意をしたというには足りない」と判示する。そうすると、ここで要請される注意としては、本件情報漏えいを念頭に置いたより具体的な対応に関するものが想定され、一般不法行為に関する上記⑤の判断との整合性が問題となる。使用者責任の性質につき代位責任説が通説化した今日において¹¹⁾、同項ただし書の存在意義に関する問題がここに先鋭化する。

2 Y₁の使用者責任

民法715条1項は、文言上、被用者が法人である場合を排除していない¹²⁾。したがって、本

判決とは異なりY₂の過失が認定された場合、その他の要件として、使用関係および事業執行性の有無が問題となる。もっとも、Y₁がグループ内の組織体制においてY₂の上位に位置することや、Y₁がY₂に委託した業務の内容等をふまえると、これらの要件は比較的容易に充足されると考えられる。したがって、Y₁のY₂を被用者とする使用者責任という構成の下では、Y₂の過失の有無がY₁の責任の有無にほぼ直結することとなる。

一方、これとは別の構成として、Aの行為につきY₂の上位に位置するY₁の責任を問題にすることも考えられる（使用関係の縦の競合¹³⁾）。ここでは、Y₁とAの間の使用関係の有無が問題となる。その判断はY₁・Y₂間の関係を視野に入れつつ規範的見地から行われる¹⁴⁾。この構成は、Y₁がAの行為につき代位責任を負うべき地位にあるのかどうかを正面から問うものであり、事態に適合した判断を導くものと考えられる。

三 精神的損害の有無・程度

本件と同一の事件に関する一連の判決のうち、前掲大阪高判平28・6・29は、「不快感や不安を超える損害」を被ったことについての主張・立証を原告に求め、前掲東京地判平30・6・20は、精神的損害の有無・程度につき「実害の有無」等を考慮して判断すべきと判示しており、いずれの判決もY側の責任を否定している。これに対し、本判決は、本件漏えい情報が秘匿性の高いものではないこと、「財産的損害その他の実害」が生じていないこと、Y₁の持株会社により謝罪品の交付の申し出がなされたこと等を総合考慮し、3,000円の慰謝料を認めている。

本件で侵害の対象となっている法益は、「具体的な不利益」（前掲最判平15・9・12）が発生する手前の段階において、その抽象的危険の増大から情報主体を保護するために設定されたものと考えられる¹⁵⁾。したがって、このような法益の侵害事例において責任成立のため「実害」の発生を要求することは、権利・法益侵害要件で行われた法的評価を損害発生要件で後退させることにはかならない。不法行為法による権利保護¹⁶⁾の観点からふまえるならば、「実害」の有無は、もっぱら精神的損害の程度と関連づけるのが適当であり、この点において本判決は妥当なものといえよう。

●—注

- 1) このほか、株主代表訴訟として岡山地判平30・9・12 裁判所ウェブサイト（平成27年（ワ）1087号）。
- 2) プライバシー侵害に関する裁判例について、加藤新太郎「個人情報漏えいに基づくプライバシー侵害（不法行為）の成否」NBL1127号（2018年）96頁、97～99頁、中山布紗「判批」立命380号（2018年）259頁、261～275頁等を参照。
- 3) 潮見佳男『不法行為法Ⅰ〔第2版〕』（信山社、2009年）293頁を参照。
- 4) 例えば、前掲東京地判平30・6・20は、スマートフォンの持込禁止措置により「本件漏えい」が回避可能であったことを認めながら、業務従事者にとって「非常に大きな制約」になるとして、「持ち込み禁止措置を講ずべき注意義務」の設定を否定している。
- 5) 神作裕之「判批」廣瀬久和＝河上正二編『消費者法判例百選』（有斐閣、2010年）236頁、237頁、高松志直「個人情報漏えい事件最高裁判決の今後の展開と実務への影響」NBL1109号（2017年）21頁、23頁、松浦聖子「判批」法セ765号（2018年）122頁。
- 6) 潮見佳男『民事過失の帰責構造』（信山社、1995年）103頁。
- 7) 使用関係につき、吉村良一『不法行為法〔第5版〕』（有斐閣、2017年）219頁を参照。事業執行性につき、最判昭44・11・18民集23巻11号2079頁等。なお、事業執行性については、暴力行為の場合の判例準則が適用された点がやや注目に値しよう。
- 8) そこでは個人情報の開示による「具体的な不利益の不存在」は重視されない。前田陽一「判批」重判平成15年度（ジュリ臨増1269号）（2004年）89頁、90頁。また、山下純司「判批」法教449号（2018年）123頁。
- 9) 例えば、山本龍彦＝前田恵美＝寺田麻佑『ビッグデータ』を考ふる」法教463号（2019年）10頁。
- 10) なお、企業側の対応に関して、影島広泰「ベネッセ事件最高裁判決（平29.10.23）にみる情報管理の教訓」ビジネス法務18巻4号（2018年）74頁。
- 11) 吉村・前掲注7）213頁を参照。
- 12) 例えば、前掲東京地判平19・2・8は、法人を被用者とする使用者責任を肯定している。
- 13) 吉村・前掲注7）221頁。
- 14) 吉村・前掲注7）221頁、潮見佳男『不法行為法Ⅱ〔第2版〕』（信山社、2011年）23頁、26～27頁。
- 15) 窪田充見編『新注釈民法（15）』（有斐閣、2017年）542頁〔水野謙執筆〕、水野謙「判批」リマークス58号（2019年）30頁、32頁、千葉恵美子「判批」重判平成29年度（ジュリ臨増1518号）（2018年）77頁、78頁。
- 16) 潮見・前掲注3）9～12頁、26頁。